

○北陸地方整備局告示第二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年三月二十五日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

第1 起業者の名称 新潟県

第2 事業の種類 二級河川鶴川水系鶴川ダム建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 新潟県柏崎市大字清水谷字赤石平、字堰山、字五観音、字鷺巣、字獨活平及び字栃倉並びに大字女谷字大道、字五観音、字ノゾキ、字中ノ島、字横道、字向長原、字長原、字下野前田、字怒り谷、字ロンデ、字螢ツル子、字坂島川、字坂島、字駒ノ間、字川平及び字小牧並びに大字折居字栃倉、字川尻、字餅粮、字田中島、字木ノメ坂及び字菅原地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「二級河川鶴川水系鶴川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）は、新潟県柏崎市大字清水谷、大字女谷及び大字折居地内までの区域を全体計画区域とする治水ダム建設工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第 10 条第 1 項の規定に基づき当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うものであり、起業者である新潟県は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

二級河川鶴川水系鶴川（以下単に「鶴川」という。）は、その源を新潟県柏崎市南部に位置する尾神岳に発し、小支川を合わせて北東に流れ、柏崎市大字清水谷地内で北に向きを変え、同市大字野田地内で田屋川を、同市大字上条地内で上条芋川を合流した後、柏崎市街地を貫流して日本海に注ぐ流路延長 24.6 km、流域面積 108.7 km²の河川である。

鶴川流域（以下「当流域」という。）は、その全てが柏崎市内に存し、同市の面積の約 24%を占める。柏崎市は人口約 8.1 万人（令和 2 年国勢調査）を擁し、J R 信越本線、北陸自動車道、国道 8 号、116 号等の基幹交通施設が存するなど、新潟県中越地方における社会、経済、文化の基盤をなす重要な都市である。

しかし、当流域は、度々洪水に見舞われており、なかでも昭和 53 年 6 月の梅雨前線豪雨による洪水では、J R 信越本線鉄道橋下流の蛇行部において発生した溢水が市街地に大きな被害をもたらし、死者 1 名、負傷者 6 名、浸水家屋 2,954 棟、被害総額約 73 億円に及ぶ甚大な被害が発生しており、近年においても、平成 17 年 6 月の梅雨前線による局地的豪雨では、計画高水位を超える大きな出水が発生し、内水氾濫などにより浸水家屋 489 棟にのぼるなど、多大な被害が発生している。

このように当流域では幾度も洪水被害が発生している一方、平成 6 年には、渇水により中流域に位置する古町頭首工付近で瀬切れが発生し、稲作を中心に甚大な被害が発生したほか、平成元年及び平成 11 年と頻りに渇水に見舞われている。当流域では稲作をはじめとする農業が盛んであり、鶴川を水源としたかんがい用水が広く利用されていることから、既得用水の補給や良好な河川環境維持のための水量の確保を図る必要がある。

このような状況に対処するため、鶴川水系の治水対策として、平成 15 年 5 月に「鶴川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）において、年超過率 1/100 規模の洪水を対象に鶴川の基準点八広橋における基本高水のピーク流量を 700 m³/秒と定め、本件事業を含む洪水調節施設により 100 m³/秒を調節し、計画

高水流量を 600 m³/秒としており、また、基本方針に沿って平成 16 年 1 月に策定された「鵜川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）においては、戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に対応するため、鵜川の基準地点八広橋における目標流量を 510 m³/秒と定め、鵜川ダムにより 85 m³/秒を調節し、ダム地点における河道配分流量を 125 m³/秒としている。本件事業は、基本方針及び整備計画に定める洪水調節施設の一つとして、河川法第 79 条第 2 項に基づき平成 9 年 11 月 28 日に策定された「ダム等建設事業全体計画書」（平成 16 年 1 月 13 日付け変更告示、平成 23 年 6 月 22 日付け変更告示及び令和元年 9 月 18 日付け変更告示）（以下「全体計画」という。）において、鵜川ダム建設地点で計画高水流量 300 m³/秒のうち 110 m³/秒を調節することとしており、そのために必要な容量として洪水期に 2,280,000 m³を確保することとしている。

なお、鵜川における既得用水の補給等のための流水の正常な機能の維持に必要な流量として、基本方針を踏まえた「鵜川水系鵜川ダム事業計画書」（令和元年 9 月策定）においては、鵜川ダム地点で 0.55～1.00 m³/秒を確保することとしており、全体計画では、そのために必要な容量として 900,000 m³を確保することとしている。

本件事業の完成により、当流域における築堤や河道内の掘削等の河川改修と併せ、整備計画に定める戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に対応することが可能になり、当流域における洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。また、渇水時においても安定した水量の確保が可能となり、鵜川の河川環境の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が平成 13 年から同法等に準じ、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、騒音・振動については、法令に定められた基準等を満足するとの予測結果を得ているが、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺環境に配慮しながら工事を実施している。また、水質については、工事实施に伴う濁水の発生やダム供用後における貯水池からの温水放流が予測されるものの、工事期間中の濁水処理や供用開始後における取水設備の運用により、環境への影響を低減できるとの予測結果を得ており、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。

動植物については、予測対象となる平成 29 年から令和 3 年の現地調査にて、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存

に関する法律（平成4年法律第75号）（以下「種の保存法」という。）、環境省レッドリスト及び新潟県レッドリストを基に重要種を選定した結果、哺乳類1種、猛禽類8種、猛禽類以外の鳥類4種、両生類8種、昆虫類30種、魚類11種、底生生物7種及び植物16種が該当した。このうち、文化財保護法における特別天然記念物のカモシカ、天然記念物のイヌワシ及び種の保存法における国内希少野生動植物種であるクマタカの猛禽類については、主要な生息環境が事業区域外に広く残ることから、影響は小さいと評価している。また、魚類のアカザ（環境省レッドリスト・絶滅危惧Ⅱ類）は、個体の移植、代替環境の整備及び継続的な監視により、植物のエビネ（環境省レッドリスト・準絶滅危惧）、エチゴルリソウ（新潟県レッドリスト・絶滅危惧Ⅱ類）及びクサアジサイ（新潟県レッドリスト・地域個体群）は、個体の移植、種子の播種及び継続的な監視により、影響はそれぞれ低減できると評価しており、起業者は本件事業の施行において、これらの環境保全措置を講じる。一方、水生植物のアギナシ（環境省レッドリスト・準絶滅危惧、新潟県レッドリスト・準絶滅危惧）、フトヒルムシロ（新潟県レッドリスト・準絶滅危惧）等、両生類のクロサンショウウオ（環境省レッドリスト・準絶滅危惧、新潟県レッドリスト・準絶滅危惧）については既に移植を実施しており、定着を確認している。今後も監視を継続し、移植種等を含む環境の変化があった場合には、必要に応じて調査を実施し、適切な措置を講じるなど、環境の保全に取り組むこととしている。

また、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しているが、工事の実施にあたり、遺構等が確認された場合は、起業者は、新潟県教育委員会等と調整を図り、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、当流域における洪水被害の軽減及び流水の正常な機能の維持を目的として、鵜川に堤高55m、総貯水容量4,700,000 m³の中央コア型ロックフィルダムを建設する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業のうちダムの建設位置については、申請案を含め3案による検討が行われている。申請案は他の2案と比較し、水没戸数は2番目に多くなるものの、堤頂長を最も短く、かつ堤体積を最も小さくできること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、当流域では幾度も洪水被害が発生していること、渇水時の既得用水の補給や良好な河川環境の維持を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、柏崎市及び鶴川改修事業促進対策協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。